

令和6年定例会  
環境生活農林水産常任委員会  
説明資料

◎ 所管事項説明

- 1 「令和6年版県政レポート（案）」について（環境生活部関係）・・・ 1
- 2 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」制定の検討について・・・ 2
- 3 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方  
について・・・ 4
- 4 三重県認定リサイクル製品の認定状況及び県による使用・購入の  
状況等について・・・ 8
- 5 各種審議会等の審議状況について・・・ 10

別冊1 令和6年版県政レポート（案）（環境生活部関係抜粋）

令和6年6月18日  
環境生活部



## 1 「令和6年版県政レポート（案）」について（環境生活部関係）

「みえ元気プラン（令和4年度～令和8年度）」における令和5年度の主な取組や、令和6年度以降の対応等を記載した「令和6年版県政レポート（案）」について、環境生活部の主担当施策を抜粋し、**別冊1**にまとめています。

環境生活部においては、次表のとおり、9施策を所管しており、令和5年度の各施策の進捗状況について、KPIの達成状況や基本事業の取組状況等をふまえ、「A（順調）」（施策12-1、12-2、12-3、16-1）、「B（おおむね順調）」（施策3-2、3-3、4-1、4-2、4-4）と総合評価しています。

表 環境生活部の主担当施策一覧

みえ元気プラン		
施 策 名	総合評価	別冊頁
3-2 交通安全対策の推進	B	11
3-3 消費生活の安全確保	B	15
4-1 脱炭素社会の実現	B	19
4-2 循環型社会の構築	B	23
4-4 生活環境の保全	B	27
12-1 人権が尊重される社会づくり	A	31
12-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	A	35
12-3 多文化共生の推進	A	39
16-1 文化と生涯学習の振興	A	43

## 2 「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」制定の検討について

### 1 現状

#### (1) 県の取組

性犯罪・性暴力の被害者に寄り添った支援を行うため、平成27年に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、関係機関と連携した支援や相談体制の充実を図るとともに、犯罪被害者等見舞金の給付や子どもの性被害防止のための啓発など、「三重県犯罪被害者等支援条例」及び「三重県犯罪被害者等支援推進計画」に基づき、性犯罪等被害者を含めた犯罪被害者等に対する支援の取組を進めてきました。

#### (2) 国の動向

令和2年6月に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を策定し、令和2年度から4年度までの3年間を「集中強化期間」として対策強化に取り組み、令和5年7月には改正刑法等が施行されました。

さらに、令和5年3月には「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」を策定し、令和5年度から7年度までの3年間を「更なる集中強化期間」と位置づけ、再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防など、各種対策の強化を進めています。

また、令和5年7月には、芸能事務所における性加害問題等を受け、「子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を策定し、改正刑法等による厳正な対処や取り締まりの強化、児童・生徒等への教育啓発の充実など、子ども・若者に対する性犯罪・性暴力への対策について様々な取組を進めています。

## 2 条例の制定について

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすもので、決して許されるものではありません。また、弱い立場に置かれた子ども・若者の性被害が後を絶たず、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。

そのため、性犯罪・性暴力の根絶をめざし、以下の観点から新たな条例の制定を検討します。

#### (1) 性犯罪・性暴力の根絶に向けた県民の気運の醸成

性犯罪・性暴力被害は決して他人事ではなく、誰もが身近で起こりうる問題として捉えることができるよう、基本的な理念、各主体の責務や役割などを明文化し、本県の性暴力根絶に向けた県民意識の高揚と、さらなる気運の醸成につなげ、社会全体で性暴力のない三重県をめざしていく必要があります。

#### (2) 性犯罪・性暴力の被害防止と被害者支援の推進

性犯罪・性暴力被害防止のための教育・啓発活動を推進していくとともに、性犯罪等被害者に寄り添った切れ目のないきめ細かな支援を一層充実させていく必要があります。

#### (3) 社会情勢の変化に対する適切な対応

性犯罪・性暴力の被害をめぐるのは、デジタル技術の進展をはじめとする急速な社会の変化等に伴って、犯罪の形態等も変遷していることから、社会の情勢に応じた適切な対策を講じていく必要があります。

### 3 条例検討の進め方

本年6月、有識者や性暴力被害、医療及び教育関係者で構成する「三重県性暴力の根絶をめざす条例（仮称）」検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置しました。

今後、懇話会での検討や県議会での説明、パブリックコメント等を通じて幅広くご意見をいただきながら、条例の制定に向けて検討を進めていきます。

#### （参考）懇話会における主な論点（案）

- （1）条例の目的について
- （2）性暴力の定義について
- （3）各主体における責務や役割について
- （4）基本的施策（被害防止、被害者支援、再発防止等）について

### 4 今後のスケジュール（案）

令和6年	6月19日	第1回 懇話会
	8月	第2回 懇話会
	10月	常任委員会（条例の検討状況について）
	11月	第3回 懇話会
	12月	常任委員会（条例骨子案）
令和7年	2月	第4回 懇話会
	3月	常任委員会（条例中間案）
	3～4月	パブリックコメントの実施
	5月	第5回 懇話会
	6月	常任委員会（条例最終案）
	9月	定例会会議 条例案を提出

### 3 「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」の規制のあり方について

#### 1 現状

県では、土砂等の崩落、飛散または流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とした「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和2年4月から施行しています。

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したこと等を踏まえ、国においては、「宅地造成等規制法」を改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「法」という。）が令和5年5月に施行されました。

#### 2 条例の運用状況

土砂等の埋立てを行う者に対して許可制度を設けており、令和6年3月末時点で許可箇所は31件あります。また、条例の遵守状況を確認するため、令和5年度には延べ157回の立入検査を実施しました。

許可・立入状況 (件)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	合計
許可箇所	15	29	30	31	—
新規許可	15	24	17	13	69
完了	0	10	16	12	38
立入検査	203	186	153	157	699

#### 3 課題

法は崖崩れまたは土砂の流出による災害の防止を目的としており、条例にも土砂の流出による災害を未然に防止するための規定が含まれていることから、条例の規制のあり方について整理が必要です。また、条例の施行から4年が経過し、運用面での整理もあわせて行います。

#### 4 今後の方針

上記課題をふまえ、条例の規制のあり方について検討します。

##### （今後のスケジュール（案））

令和6年7月～ 三重県環境審議会（諮問、部会の設置）  
 専門部会により詳細審議  
 10月 常任委員会（中間案の説明）  
 10月～11月 パブリックコメント等の実施  
 12月 常任委員会（最終案の説明）  
 三重県環境審議会（答申）  
 以降は、必要に応じて改正条例案を提出

# 三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の概要

## 目的

この条例は、土砂等の埋立て等に関し、県、土砂等の埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者及び土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の責務を明らかにするとともに、必要な規制を行うことにより、土砂等の埋立て等の適正化を図り、もって土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全に資することを目的とする。

## 制度

### 汚染された土砂等の埋立て等の禁止

何人も、土砂基準に適合しない土砂等による埋立て等を行ってはならない

### 一定規模以上の土砂等の埋立て等の許可

#### 【説明会の開催等】

許可申請予定者は、周辺地域の住民に対し、事業計画等を周知するため説明会等を実施

#### 【土砂等の埋立て等の許可申請】

- ・土砂等の埋立て等を行う土地の区域が面積3,000㎡以上(かつ高さ1m超える場合)
- ・国、地方公共団体等が行うものは適用除外
- ・土砂等の埋立て等が行われる土地の所有者の同意



#### 【許可基準】

- ・欠格要件(破産者、暴力団員など)
- ・申請者の資力
- ・災害を防止するために必要な措置
- ・土砂等の堆積形状等が構造基準に適合
- ・水質調査を行うために必要な措置
- ・生活環境の保全上必要な措置 など

### 土砂等の搬入開始

#### 【土砂等の搬入時の規制】

- 土砂等の搬入の事前報告
- ・土砂等を搬入しようとするときは、発生場所ごとに、事前の報告が必要
- ・土砂等発生元証明書(改良土・再生土の場合はリサイクル認定書等)、汚染のおそれがないことを証する書類(地歴調査結果書、分析結果証明書等)の添付

#### 【埋立て等完了までの管理に関する規制】

- 管理台帳への記載等
- ・土砂等管理台帳を作成し、定期的にその写しと土砂等の量を報告
- 水質調査
- ・定期的に排水の水質を調査し、結果を報告
- 標識の掲示
- 関係書類の閲覧

#### 【埋立て等の完了時の規制】

- 土砂等の埋立て等の完了等の届出
- ・土砂等の堆積の形状や水質及び土壌調査の結果報告
- 完了検査
- ・許可の内容に適合しているかを確認し、結果の通知

## その他

#### 【公表】

- ・措置命令、停止命令の内容及び命令を受けた者の氏名、名称、住所

#### 【罰則】

- ・土砂基準に適合しない土砂等の埋立て等
- ・無許可埋立
- ・命令違反
- ・無届・虚偽報告 など

#### 【土砂等搬入禁止区域】

人の生命、身体又は財産を害するおそれのある場合、「土砂等搬入禁止区域」を指定し、何人も土砂等の搬入を禁止

#### 【施行期日】 【経過措置】

- ・令和2年4月1日施行
- ・公布日(R1.12.23)から1年間の経過措置
- ・他法令等の許可期間が満了するまで

【参考】 条例と法の比較

別紙 2

土砂条例

盛土規制法

目的

土砂等の崩落、飛散、又は流出による災害の未然防止及び生活環境の保全

崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止

規制区域

県内全域

宅地造成等工事規制区域（宅造区域）  
特定盛土等規制区域（特盛区域）

許可が必要な規模

土砂等の埋立て等の面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上かつ高さ 1 m 超

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 (左側の数値) 青文字 特定盛土等規制区域 (右側の数値)

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖*を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m <sup>2</sup> 超 3,000m <sup>2</sup> 超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

\*「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m <sup>2</sup> 超 1,500m <sup>2</sup> 超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m <sup>2</sup> 超 3,000m <sup>2</sup> 超 となるもの
イメージ図		

土壌汚染

埋立て等に使用される土砂が土壌の汚染を防止するために満たすべき環境上の基準あり

基準なし





## 4 三重県認定リサイクル製品の認定状況及び県による使用・購入の状況等について

### 1 三重県リサイクル製品認定制度の概要

#### (1) 三重県リサイクル製品利用推進条例

「三重県リサイクル製品利用推進条例」(以下「条例」という。)は、リサイクル製品の利用を推進することにより、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負担が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年3月に議員提案により制定されました。条例の規定により、県は毎年度、認定リサイクル製品の使用及び購入の状況を公表することとしています。

#### (2) 認定基準

認定基準として、①県内で生産・加工されていること、②再生資源等の県内発生割合が50%以上であること、③環境の保全に関する法令が遵守されていること、④製品の品質及び安全性に関する基準に適合することを条例に規定し、認定基準への適合状況を現地調査や認定審査会等において審査します。

品質及び安全性の管理については、生産者の義務とし、毎年1回、認定基準適合状況報告書の提出がなされており、また、県が行う立入検査や分析等により、認定基準への適合状況等を定期的に確認しています。

#### (3) 利用の推進

県の行う工事または物品の調達において、県自ら認定リサイクル製品を優先的に使用・購入することとしており、また、広報・啓発を行うことで、県民、事業者、市町等による認定リサイクル製品の利用拡大を図ることとしています。

## 2 令和5年度の実績

### (1) 認定

令和5年度は3製品減少(新規認定:2製品、有効期間満了等:5製品)し、令和6年3月末現在の認定リサイクル製品数は63製品となりました(表1)。

表1 リサイクル製品認定状況(各年度末現在) (単位:製品)

用途 区分 年度	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合計 ( )内は 認定生産者数
	(改良土、コンクリート 二次製品等)	(工事用看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
令和5年度	58	2	2	1	63 (33)
令和4年度	61	2	2	1	66 (34)
令和3年度	62	3	2	1	68 (37)
令和2年度	63	3	2	1	69 (39)
令和元年度	60	3	2	1	66 (39)

## (2) 品質及び安全性の確認

新規または更新認定時に 11 製品、認定基準適合状況報告書により 55 製品に対して、品質及び安全性の確認を行いました。また、認定生産者 10 者 15 製品に対して立入検査を実施し、サンプルを収去・分析すること等により、安全性を確認しました。

## (3) 県による使用・購入の状況

令和 5 年度の使用・購入実績は約 4 億 7 千万円でした（表 2）。

なお、令和 2、3 年度の使用・購入実績の増加は、河川改修事業（堤防強化）等に伴うコンクリート二次製品の使用量増加によるものです。

表 2 県による使用・購入実績

(単位：千円)

用途 区分 年度	建設資材	環境資材	物品	農業資材	合 計
	(改良土、コンクリート 二次製品等)	(工事用看板等)	(防球ネット)	(肥料)	
令和 5 年度	469, 122	3, 105	480	0	472, 707
令和 4 年度	489, 266	2, 496	0	0	491, 762
令和 3 年度	1, 031, 711	836	0	0	1, 032, 547
令和 2 年度	1, 143, 213	430	332	0	1, 143, 975
令和元年度	612, 169	621	0	0	612, 790

## (4) 使用・購入の推進及び技術支援の実施

県内事業者・市町等への製品パンフレットの配布及び県ホームページへの掲載等により認定リサイクル製品の PR を行うほか、県公共工事の特記仕様書に優先調達を記載するとともに、発注する地域機関等を対象とした研修会で認定リサイクル製品の使用・購入について周知を行いました。

また、県工業研究所が、認定リサイクル製品等の開発に関する技術支援を 1 事業者に対して行いました。

## 3 今後の対応

リサイクル製品の認定にあたっては、認定基準に基づき厳格に審査を行っていくとともに、認定済のリサイクル製品についても立入検査を実施するなど、引き続き、品質及び安全性を確認していきます。

また、県のほか事業者・市町等に対しても認定リサイクル製品の優先的な使用・購入を働きかけるとともに、県工業研究所等による認定リサイクル製品等の開発に関する技術支援を行っていきます。さらに、認定製品数の増加や品目拡大を進めるため、事業者のニーズを把握し、三重県産業廃棄物抑制等事業費補助金の活用による財政支援にも取り組んでいきます。

## 5 各種審議会等の審議状況について

(令和6年2月19日～令和6年6月2日)

## 1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	令和6年3月26日
3 委員	会 長 梅村 光久 委 員 二井 睦 他10名
4 諮問事項	・専修学校の廃止認可について ・学校法人の解散認定について
5 調査審議結果	諮問事項2件について審議され、認可、認定することに異議はないと答申された。また、幼稚園の収容定員に係る園則の変更等について報告し、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和6年8月頃（予定）

## 2 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	令和6年2月22日
3 委員	会 長 豊田 長康 副会長 千種 清美 委 員 岩間 弘 他12名
4 諮問事項	「三重県文化振興計画(仮称)」の策定について
5 調査審議結果	「三重県文化振興計画(仮称)」の最終案について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：未定

## 3 三重県総合博物館協議会

1 審議会等の名称	三重県総合博物館協議会
2 開催年月日	令和6年3月7日
3 委員	会 長 山田 康彦 副会長 大西 かおり 委 員 岩崎 奈緒子 他12名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県総合博物館の活動と運営、博物館活動の今後の取組について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和6年7月頃（予定）

## 4 三重県立美術館協議会

1 審議会等の名称	三重県立美術館協議会
2 開催年月日	令和6年3月12日
3 委員	会 長 吉田 俊英 副会長 杉本 竜 委 員 石原 真伊 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和5年度の事業進捗状況及び令和6年度の事業計画等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和6年7月頃（予定）

## 5 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和6年3月14日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 秋山 則子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和5年度の事業進捗状況及び令和6年度の事業計画等について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和6年10月頃（予定）